

神奈川県卓球協会規約

第 1 章 名称・事務所および目的

(名称)

第 1 条 この協会は、神奈川県卓球協会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は横浜市中区不老町 2-11-5 栄ビルに場所に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、卓球に関する県下の統括と親睦を図り、卓球界における普及・発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 組 織

(組織)

第 4 条 本会は、国内卓球競技に関して、県下卓球界を代表し、交渉権を有する唯一の統括団体で加盟団体の総意によって組織する。

- 2 本会は、(公財)日本卓球協会（以下「日卓協」という）および(公財)神奈川県体育協会に加盟する。
- 3 本会は、日卓協及び県下の各支部協会、その他関係団体との事務連絡にあたる。

第 3 章 事 業

(事業)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため次のに掲げる事業を行う。

- (1) 加盟団体の発展と相互の連絡・協調・親睦・融和を図ること。
- (2) 県下における卓球競技大会開催等に関する事。
- (3) 卓球競技者の競技力向上と普及発展に関する事。
- (4) 卓球の研究と指導、講習会等に関する事。
- (5) 県外大会に派遣する役員・監督・選手の選定に関する事。
- (6) その他、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第 4 章 加盟団体・脱会・解散・除名・登録

(加盟団体)

第 6 条 加盟団体は、原則として各市・郡および町の統一団体である支部協会および本会によって認められた団体とする。

- 2 本会に加盟しようとする団体は、規約、役員名簿、事業計画、予算案を添えて会長に届け出て、理事会の承認を受けなければならない。

3 団体（会社・クラブ・学校）および個人は、その所在地または現住所に属する支部に登録しなければならない。

4 加盟支部協会は、毎年別に定める分担金を納入しなければならない。

（脱会・解散・除名）

第 7 条 加盟団体が、次のいずれかに該当した時はその資格を失う。

（1）脱会

（2）解散

（3）除名

2 加盟団体が前項 1 号、2 号をしようとする時は、その理由を付して会長に届け出て、理事会の承認を受けなければならない。

3 加盟団体が本会の信用を著しく失墜させたときは、理事の 3 分の 2 以上の同意を得て除名することができる。

（登録）

第 8 条 本会及び日卓協の登録は、毎年度 6 月末日までとする。ただし特別な理由があるときは、会長が指定する期日まで延期することができる。

2 本会及び日卓協に登録している選手以外は本会主催の大会に出場することができない。ただし理事会で承認された大会要項に参加資格の規定があるときは、その限りでない。

（賛助会員・名誉会員）

第 9 条 本会に賛助会員、名誉会員を置くことができる。

2 賛助会員、名誉会員の資格その他の事項は別に定める。

第 5 章 役 員

（役員の種類）

第 10 条 本会に次の役員を置く。

（1）会 長 1 名

（2）副 会 長 若干名

（3）理 事 長 1 名

（4）副理事長 若干名

（5）理 事（加盟団体選出 33 名・会長選出理事 若干名）

（6）常任理事（加盟団体選出 16 名・会長推薦常任理事 若干名）

（7）会 計 2 名

（8）監 事 2 名

(役員を選出)

第11条 会長は理事会で推挙する。

- 2 副会長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 理事長・副理事長は、理事の中から企画委員会で推薦し、理事会で承認を得るものとする。
- 4 加盟団体選出の理事は、次表の基準により加盟団体より選出する。

加盟団体選出理事数

横浜 3	川崎 3	相模原 2	横須賀 2	鎌倉 1	逗子 1
三浦 1	藤沢 2	茅ヶ崎 1	平塚 1	小田原 1	厚木 1
秦野 1	伊勢原 1	大和 1	座間 1	海老名 1	綾瀬 1
中郡 1	寒川 1	中体連 2	高体連 2	レディース 2	計 33名

- 5 加盟団体選出常任理事は、加盟団体選出理事の中から、次の基準により理事の互選で選出する。

加盟団体選出常任理事数

横浜 2	川崎 2	相模原 1	横須賀 1	藤沢 1	小田原・秦野 1
平塚・伊勢原 1	厚木・海老名 1	鎌倉・逗子三浦 1	茅ヶ崎・中郡寒川 1	大和・綾瀬座間 1	中体連 1
高体連 1	レディース 1				計 16名

- 6 会長推薦の理事および常任理事は、それぞれ加盟団体選出の理事および常任理事総数の4分の1の数を超えてはならず、理事会の承認を得るものとする。
- 7 会計は理事の中から会長が委嘱する。
- 8 監事は常任理事会で推薦し理事会の承認を得るものとする。

(役員職務)

第12条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の命を受け会務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐するとともに担当会務を処理する。
- 5 理事は、理事会を組織し第17条各号に掲げる事項を審議、決定する。
- 6 常任理事は、常任理事会を組織し常務を処理する。
- 7 会計は、経理事務を処理する。
- 8 監査は、会計を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補充または増員による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長等)

第14条 本会に名誉会長、名誉副会長、特別顧問、顧問、参与（以下「名誉会長等」という）を置くことができる。

2 名誉会長等は、会長が推薦し理事会の承認を得るものとする。

3 名誉会長等は、本会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第15条 本会の事務を円滑に推進するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名を常任理事の中から会長が委嘱する。

3 事務局には、必要に応じ事務局次長を置くことができる。事務局次長は会長が委嘱する。

第6章 機関

(機関の種類)

第16条 本会に次の機関を置く。

(1) 理事会

(2) 常任理事会

(3) 企画委員会

(理事会)

第17条 理事会は、本会唯一の議決機関として、次に掲げる事項を審議、決定する。

(1) 規約の制定、改廃に関する事。

(2) 事業計画の決定および事業報告の承認に関する事。

(3) 収支予算の決定および収支決算の承認に関する事。

(4) 加盟団体の脱会、解散、除名に関する事。

(5) 役員承認に関する事。

(6) その他、本会の運営に重要な事項。

2 理事会は、規約第10条1号、2号および5号の役員をもって組織し、年度初めに会長が招集し、これをもって総会とする。

3 議長は副会長をもってあてる。

4 臨時理事会は、会長が必要と認めるとき、または理事の3分の1以上の要求があったときは、会議の目的を示し、招集しなければならない。ただし、会長が常任理事会の議決を経て支障がないと認めるときは、文章をもって理事会に代えることができる。

(常任理事会)

第18条 常任理事会は、規約第10条1号、2号、3号、4号、6号および7号の役員をもって組織し、必要に応じ会長が招集し議長となる。

2 常任理事会は、理事会に提出する議題を審議・決定する。

3 常任理事会は、理事会で決定または委任された事項を審議・決定する。

(企画委員会)

第19条 企画委員会は、必要に応じ、会長が招集し議長となる。

2 企画委員会は、原則として規約第10条1号、2号、3号および4号の役員をもって組織する。

3 企画委員会は本会の重要事項を審議する。

(議決条件)

第20条 理事会・常任理事会は、定数の過半数をもって成立し、出席役員（委任状含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 企画委員会は、原則として出席者の全会一致とする。

第7章 会 計

(経費)

第21条 本会の経費は、登録費、支部協会分担金、事業収入、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

ただし、事業運営上支障がある場合は、2月末日をもって終わることができる。この場合、3月分については、翌年の会計に含むものとする。

(専決処分)

第23条 本会の事業運営上、予算外支出を伴う事業が発生したとき、会長は、専決処分を行うことができる。

2 専決処分を執行したときは、書面をもって速やかに理事に報告するものとする。

第8章 そ の 他

(専門部会)

第24条 本会の会務をより円滑に運営するため、常任理事会の議決を経て、専門部会を設置することができる。

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか、本会運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約施行細則は、別に定める。
- 2 本規約は、昭和26年 3月21日制定
- 3 本規約は、昭和50年 3月31日一部改正
- 4 本規約は、昭和57年 4月 1日一部改正
- 5 本規約は、平成 2年 5月23日一部改正
- 6 本規約は、平成 6年10月 1日一部改正
- 7 本規約は、平成19年 4月 1日一部改正
- 8 本規約は、平成21年 4月 4日一部改正
- 9 本規約は、平成22年 4月 1日一部改正
- 10 本規約は、平成26年 2月11日全部改正（制定）
- 11 この規約は平成28年12月24日一部改正
 第18条は平成28年12月24日から施行する
 第10条、第11条は平成30年4月1日から施行する
- 12 この規約は平成31年2月18日一部改正
 平成31年4月1日から施行する